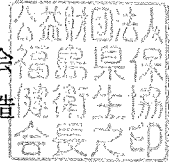


公財福保衛第 2135 号

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

関 係 各 位

公益財団法人福島県保健衛生協会  
会 長 鈴 木 順 造



食品検査事業の一部廃止について（通知）

当協会の事業運営につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、永年にわたり皆様から御依頼を戴いておりました食品検査事業につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえ、事業の継続について総合的に検討しました結果、下記のとおり本年度末をもって一部の検査業務を廃止させていただくことといたしました。これまで、ご愛顧いただいております皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、引き続き検査を継続する項目もありますことから一覧表（別紙）として整理いたしましたのでご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 廃止する検査項目
  - 微生物類（食品自主検査等を含む）
  - 器具容器包装試験
  - 残留農薬試験
  - 賞味期限、消費期限設定の試験
  - ふき取り検査
  
2. 廃止日
  - 令和 4 年 3 月 3 1 日
  
3. 問合せ先
  - 環境衛生課
  - メールアドレス [bunseki@fhk.or.jp](mailto:bunseki@fhk.or.jp)
  - TEL 024-546-0561
  - FAX 024-546-0400

令和4年3月31日までの検査項目		令和4年4月1日以降の検査項目	
(1)	栄養成分表示に係る検査	(1)	栄養成分表示に係る検査
(2)	微生物類 (食品自主検査等を含む)	(2)	金属類、その他
		(3)	食品添加物
(3)	金属類、その他	(4)	規格試験
(4)	食品添加物	(5)	乳及び乳製品の成分規格
(5)	規格試験	(6)	異物検査
(6)	乳及び乳製品の成分規格		
(7)	器具容器包装試験		
(8)	残留農薬試験		
(9)	賞味期限、消費期限設定の試験		
	①理化学的検査		
	②微生物学的検査		
	③官能検査		
(10)	ふき取り検査		
(11)	異物検査		

- ※1 食品検査等の廃止日は令和4年3月31日となります。
- ※2 検査内容により、検査に要する日数が廃止日を超える可能性のある検査物については、受付をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ※3 継続する検査は、令和4年4月1日より検査料金に変更となりますので詳しくはお問合せ下さい。
- ※4 水質検査等の微生物検査については従来通り実施します。
- ※5 廃止となる検査項目の最終受付は令和4年3月10日(木)までとなりますのでよろしくお願いいたします。